

愛知県保険医協会 学生会員ニュースNo.82

発行：愛知県保険医協会

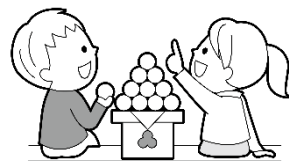
住所：〒466-8655 名古屋市昭和区妙見町19-2

TEL：052-832-1345 FAX：052-834-3512

ホームページ <https://aichi-hkn.jp/> e-mail aichi-hkn@doc-net.or.jp

【学生会員のみなさんへ】 お彼岸が過ぎても暑い日が続きますが、9月29日は中秋の名月です。夜空を眺めれば秋の到来を感じられるかもしれません。

さて、物価高騰は医療機関にも影響を及ぼしています。今回は来年2024年に行われる診療報酬改定について取り上げます。



診療報酬は医療行為等の対価で国が定めています

医療行為の値段はどう決まっているのでしょうか。保険診療で医療行為等が行われた際に、医療機関に支払われる報酬のことを診療報酬といいます。この診療報酬は1点＝10円で計算されます。みなさんが将来、医師、歯科医師になって行う医療行為には、算定できる点数やルールが決められています。例を挙げると医科の初診料は288点で2,880円、歯科の初診料は264点で2,640円です。診療報酬は国が定めており、基本的に同じ医療行為を行えば、日本全国で同じ診療報酬が支払われます。

物価高騰でも経費の転嫁ができません

診療報酬は2年に一度、改定が行われます。今回の改定は来年2024年です。長年の低医療政策の下で、これまで診療報酬は実質5回連続のマイナス改定となっています。診療報酬は医療機関の経営と医療の質を保障するものです。昨今の物価高騰や感染症対策などで医療機関の経費は増加しています。経費が増えた場合、一般企業ではサービスや商品に値上がり分を転嫁することも可能ですが、医療機関は診療報酬で点数が定められていますので、値上がり分を転嫁できません。また、診療報酬が低く据え置かれている現状では、物価高騰に見合った賃金の引き上げは不可能で、医療現場の人手不足や労働環境の悪化に拍車をかけています。



学生会員ニュースバックナンバー
学生会員ニュースバックナンバー
学生会員ニュースバックナンバー
学生会員ニュースバックナンバー

診療報酬の引き上げと患者の窓口負担軽減を

協会では、2024年の診療報酬改定に向けて「すべての医療機関を守るため診療報酬の大幅引き上げを求める医師・歯科医師要請署名」に取り組んでいます。署名には診療報酬の引き上げを求める意見が寄せられています（右の囲みを参照）。医療提供体制を物的・人的双方の面で確保するには、外来の初・再診料や入院基本料など基本診療料を中心に大幅に引き上げることが必要です。

一方で、診療報酬が上がると、患者が医療機関で支払う窓口負担も上がります。物価高騰は患者の暮らしにも深刻な影響を与えており、窓口負担が高くなると、必要な治療も控える受診抑制を招きかねません。協会では、診療報酬引き上げと同時に患者窓口負担の軽減を要請項目に入れ、公的医療を提供する医療機関の経営を守ることと、負担軽減で患者が安心して必要な医療を受けられるよう求めています。

診療報酬の引き上げを 会員の意見

- 人手不足による人件費高騰を価格転嫁できず、経営環境が厳しい。最低賃金を上げるのなら、診療報酬を大幅に上げるべきである。（医科・開業医）
- 決算で歯科材料の単価が平均14.8%上がっていた。患者さんに材料の値上げ分を転嫁はできず、スタッフの賃上げなど夢物語です。（歯科・開業医）
- 現在の医療の質を守るためには引き上げは不可欠です。医療費を抑制しようとする日本政府の姿勢は世界の流れに逆行しています。国民の生命が優先です。（医科・開業医）